

議案第77号関連資料

明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

本市では、本年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの支援や差別禁止を定めた「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」を制定し、コロナ禍においても市民が安心して生活を送ることができるよう取り組みを進めてきました。

この度、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関して、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられるよう市が行う合理的配慮について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いを禁止するため、令和3年7月に実施したパブリックコメント等を踏まえ、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の改正点

(1) ワクチン接種の実施に当たり、合理的配慮を行います【新設】

障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その特性に応じた合理的な配慮を行います。

【第5条第5項】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するに当たり、障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その者の意向を尊重しながら、その特性に応じた合理的な配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するものとする。

(2) ワクチン接種を受けていない者への差別的取扱いを禁止します【追加】

ワクチン接種を受けていない者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、相談や情報の提供、権利を擁護するために必要な支援を行います。

【第8条】

何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること、ワクチン接種を受けていないこと、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由とする不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。

3 パブリックコメントの結果

実施期間	令和3年7月1日～7月30日
意見を頂いた人数	3名
意見件数	3件
意見概要	<p>メディアの影響の大きさを考えると、市が大きく「それは差別だ」と書いてくださるだけで安心する。</p> <p>ワクチン接種の項目が条例に追加されることで、ワクチンを接種する・しないの選択の自由があるという共通認識の基盤になるため、条例の改正案に賛成する。</p>
	<p>ワクチンは、本人が望めば接種できる一方、医師から止められているなど病気や身体的事情により接種できない方もおり、そのような方には十分な配慮をするべきである。</p> <p>また、ワクチンを接種した人は、接種によるデメリットよりも、接種によるメリットを選択し、接種しない人はその逆を選択したことになる。違うものを選択したのだから、多くの人が集まる場やイベントによって受けられるサービスが区別されることは、両者とも理解しておく必要がある。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症のワクチンは、日本においては特例承認で接種ができるものの、長期にわたる安全性は不明である。</p> <p>明石市自治基本条例に基づき、市民の意見をくみ取り、条例にワクチン接種に関することを追加していただけることに心より感謝する。</p>

4 施行期日

公布の日